

# カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センターたより

秋号  
22年10月  
No.63

カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター事務局

〒604-8006 京都市中京区河原町三条上ル

発行人／奥村 豊

TEL 075-366-6609 FAX 075-366-6679

E-mail: [bukatu@kyoto.catholic.jp](mailto:bukatu@kyoto.catholic.jp)

Home Page <http://www.kyoto.catholic.jp/bukatu/>

## 水平社宣言 100 年・救済の客体から解放の主体へ

カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター  
担当司教 大塚喜直

### ■水平社宣言 100 年シンポジウム 人の世に熱あれ、人間に光あれ

2022 年 6 月 11 日に行われたシンポジウムに参加しました。登壇者である駒井忠之さん(水平社博物館館長)のレジュメに、『「人間に光あれ」の光とは、ルシファー〈明けの明星=金星、サタン〉がもたらす「真理」の光』の一文がありました。聖書のことばが出てきたので、興味を持ちました。駒井さんは、このルシファーに関して、[現代の理論] デジタルの 30 号、「水平社創立の理念共有し、人類最高の完成へ“人の世に熱あれ、人間に光あれ”——人間の尊厳と平等、自由を求め差別と闘う水平社宣言から 100 年」の記事の中で次のように解説されています。最初に 1922 年 2 月に水平社創立発起者が発行した水平社創立趣意書『よき日のために』の扉に掲載されている文章を引用されます。

わしはルシファー!

お前達の幸福を望み、お前達の苦痛を悩むところの光を<sup>もたら</sup>すものだ、太陽の回帰を告げる暁の新しい星を御覧! あれがわしの星で、あの上に「真理」の光を反射する鏡が懸つてゐる。

これについて、駒井さんは以下のように説明されます。

ここに示された「真理」の光が「人間に光あれ」の「光」と同義と考えられる。水平社宣言を起草した西光は浄土真宗本願寺派の寺院の生まれで、浄土真宗の宗祖である親鸞の『顕浄土真実教行証文類』の「序」には、「無礙の光明は無明の闇を破する恵日なり」との一節がある。これは、何ものにもさえぎられることのない阿弥陀仏の光明は、真理に通じていない無知な人間の闇を破る太陽の光のようである、という意味である。

次に「ルシファー」は、明けの明星=金星を意味し、さらに「光をもたらす者」という意味もある。西光は、太陽の光を強く反射して明るく輝く金星の特性を「鏡」にたとえたのだろう。また、ルシファーは神に反逆した墮天使でサタンと同一視されるというのであるが、「荊冠旗」をデザインするなどキリスト教の思想にも影響を受けていた西光は、悪魔の象徴でもあるルシファーを、虐げられてきた民衆を悩みや苦悩から解放し、そうした民衆に幸福をもたらす存在だと捉えている。(引用終わり)



駒井さんは『水平社宣言』の起草者、西光がルシファーに込めた意図を、「悪魔の象徴でもあるルシファーを、虐げられてきた民衆を悩みや苦悩から解放し、そうした民衆に幸福をもたらす存在だと捉えている」と解説されています。ルシファーについては、後述するアダムとエヴァの失樂園についての聖書解釈と『水平社宣言』で意図されたものとは異なりますが、わたしは『水平社宣言』における「人間に光あれ」という宣言が、聖書解釈に新たなヒントを与えるように思え、駒井さんの以下の説明に大きな示唆を受けました。

そうすると「人間に光あれ」の「光」は、人間の尊厳に覚醒させ、それが絶対であるとする真理に導く「光」と考えられる。つまり、自分自身も尊敬されるべき人間であるにもかかわらず、差別によって自身を劣っている存在と思い込まされ人間の尊厳の自覚さえ持てなかった人間をその卑下感情から解放し、また、長年の因習的差別の束縛から逃れることができず、人間を「<sup>いたわ</sup>勤」ることがどれほど人間の尊厳を傷つけているかを自覚していない人間をその差別観念から解放する「光」、ということだろう。いわば、全国水平社の創立大会で採択された「綱領」の第三項「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す」を西光なりに表現した文言、それが「人の世に熱あれ、人間に光あれ」ということだろう。

## ■善悪を知ること

創世記の「善悪を知る」ことについての聖書学での一般的な解釈について、簡単に復習します。「神のかたち」として、特別な被造物として創造された人間は、神との交わりを持つ存在でした。ところが、最も狡猾な存在としての「蛇」に象徴される悪魔の誘惑によって、神と交わりが破壊されます。「決して死ぬことはない。それを食べると、目が開け、神のように善悪を知るものとなることを神はご存じなのだ」(創世記 3 章 4-5 節)という甘言に負けてしまうのです。「善悪を知るようになる」とは、自分が善悪の基準となるということであり、自分が正しいと思えば正しく、自分が悪いと思えば悪いことになる。本来、善悪の基準をつけるのは神ですが、人間はその基準を自らに置きました。まさにその意味で人間は「神のようになった」のです。そのよう

な人間が、園の中央にあるもうひとつの木、すなわち「いのちの木」の実を取って食べることによって、神はアダムとエヴァが永遠に生きることがないように、エデンの園から追放したのでした。神の領域である「善悪の知識」を人間が持つことによって、人間がそれまでもっていた神のかたちとしての「交わり」は機能不全となっただけでなく、神のかたちとして与えられたもうひとつの面、つまり「自由意志」という尊厳も最も狡猾な存在の支配下に置かれることになったのです。

## ■人間を覚醒させるルシファー

駒井さんは、西光のルシファーについての意図を以下のように解説しています。

水平社創立直前の 1921 年 11 月に発行された『警鐘』に掲載された西光(西光寺一)の「△鐘によせて」という文章には、「追放されたるイブとアダム」や「ルシファーの蛇」という表現が出てくる。つまり『聖書』にでてくるエデンの園で、イブとアダムに「知識の木の実」を口にするように促した「蛇」こそが、西光のいうルシファーということだ。「神」によって感情や理性や知性を持たない存在として創造されたふたりが、「ルシファーの蛇」に導かれて自らの手で「知識の木の実」を口にしてそれらを取り戻した、つまり人間の尊厳を能動的に回復したということではないか。要するに、尊厳を求めて「無明の闇」を彷徨っていた人間に、その尊厳とは何かを悟らせ、それに覚醒させるきっかけ(光)をもたらした存在こそがルシファーということだろう。

ちなみにルシファーは、ラテン語で「光をもたらす者」(lux 光 + ferre 運ぶ)を意味する語ですが、当初は悪魔や墮天使を指す固有名詞ではありませんでした。ルシファーの名の悪魔たるゆえんは、イザヤ書 14 章 12 節にあらわれる「明けの明星、曙の子」という輝く者が天より墜ちたという比喩表現に端を発します。キリスト教の教父たちの時代には、これは悪魔をバビロニアの王になぞらえたものであり、神に創造された者が墜ちて悪魔となることを示すものと解釈されました。墮天使ないし悪魔とされたこの「輝く者」は、ヒエロニムス(4～5 世紀)のラテン語訳聖書(ヴルガタ訳)において、明けの明星を指す「ルシファー」の語をもって翻訳され、ルシファーは悪魔の名となったとされています。これが、聖書学でのルシファーについての解釈なのですが、西光のルシファーの起用の仕方は、一見聖書と正反対に見えますが、わたしは両者が実は同じ真理についてアプローチしているように思えるのです。

創世記の物語に基づいてキリスト教が考える救済とは、アダムとエヴァが罪を犯したことによって、人間が本来持っていた「神のかたち」、人間としての尊厳を喪失してしまったので、それを「回復」することが救いであり、この救いはイエス・キリストの受肉と受難と復活によって実現し、人間の尊厳が回復される地平が開かれました。一方、西光は反対に、人間の失樂園によって、人間は能動的に自己の尊厳を回復することになったのだと考えています。そこでは、部落差別と受けてきた人々の人間の尊厳と人権についての覚醒が根拠となっているのだと思います

が、聖書が言うところの「神のかたち」は啓示の言語であり、その内実が最終的に言語化されたものではなく、時代の変遷によって常に更新されていくものではなかとと思います。

わたしは、この度の『水平社宣言』100年の意義を学びながら、人間の尊厳や人権について理解を深める近代の歴史と照らし合わせて、人類は人間の尊厳とは何か、またそれを守るとはどのようなことなのかについて、現実の個々の差別の事象とそれにまつわる歴史をとおして、今日も学び続けていることを知るようになりました。

### ■教会の教えの任務と人権

聖書には、人間の尊厳とか、人権という言葉はありません。しかし、近代になって教会は、現代でいう「基本的人権」についても、いわゆる「社会教説」において発言するようになりました。カトリックの初めての社会教説であるレオ 13 世の回勅『レールム・ノバルム(新しい事柄)』(1891)から少しずつ発展し、歴代の教皇が人権についての教えを発展させてきました。

第二バチカン公会議の教えにしたがって改定された 1983 年の新教会法では「教えの任務」を定義する 747 条第 2 項において、「人間の基本的権利」(基本的人権)という用語が初めて導入されました。それは第二バチカン公会議の「現代世界憲章」76 項(教会と世界の関係を取り扱う条項)からとられています。教会法 747 条の第1項は、教会の基本的な福音宣教の権利を宣べ、第 2 項では、教会が「社会秩序に関する事をも含めて倫理の原則をいつでもどこでも告知し、かつ、人間の基本的権利又は救いに必要な限り、あらゆる人間的問題について判断をする権限を有する」とあります。

「なぜ教会が社会問題について発言するのか」という質問がありますが、教会の福音宣教の使命の中に、社会の問題について発言し、活動し、時には判断するという使命が含まれていること謳っているのです。教会が行う福音宣教の中には、人権という概念をも包括する人間を大切にするという使命が含まれているのです。教会は基本的人権が侵された場合か、人々の救いが妨害される場合は、福音の立場から発言し、具体的に是正する役割があるのです。ところが、このように教会が、いつもで、どの時代でも、基本的人権が侵されている事象について判断する権利を有しているとしても、カトリック教会の歴史を見ると、教会がそれらについて正確に認識してきたという保証はどこにもありません。

### ■『水平社宣言』から学ぶ

『水平社宣言』の画期的なところは、人間の尊厳を奪われ、人権を侵害されてきた人々自身が声を上げたということです。以下、『水平社宣言』の該当する箇所を現代語訳で引用します。

私たちを救ってあげようという運動は、かえって多くの私たちの仲間をだめにしてしまいました。だから、今、差別を受けている私たち自らが立ち上がったのです。人間だれをも尊敬し、大切にすることによって差別のない社会をつくろうという運動を自主的にはじめたのです。私たちは、私たちの手で部落差別をなくしていくのです。

私たちが被差別部落の人間であることを誇りうる時代がやってきたのです。私たちは、この世の中が、私たちを差別することのみにくさに気づかない人々や、差別されることのつらさに気づかない人々が多くいる冷たい世の中だということを知っています。だから私たちは、心から人間の尊さやあたたかさが大切にされる、差別のない世の中を心から願うのです。

＊現代語訳の出典:「部落問題学習の授業ネタ2 社会科日本史でやってみよう」  
(2018年、部落問題学習ネタつくり会編、解放出版社)

イギリス革命(権利章典 1689年)、アメリカ革命(独立宣言 1776年)、フランス革命(人権宣言 1789年)の近代の人権宣言は、人権が認められず圧迫されてきた人々からの要求によって起こされたもので、同様に『水平社宣言』も部落差別に苦しめられてきた人々によって起こされました。とするならば、わたしたちは人権問題に関して、人権の思想や理論よりも、現代社会の中で横行しているあらゆる差別の事象について敏感でなければならないのです。

その意味では、上述したように、カトリック教会が人間の尊厳を守るという福音的な使命を自覚している一方で、人間の尊厳の意味を現実の個々の事象において、一から学び、どのように対処すべきかを学び続けなければならない、カトリック教会も人権擁護の立場にあつてさえ、その務めを果たせていない事例があれば、徹底して反省しなければならないのです。その一つの例として、ハンセン病問題に関しての教会の謝罪について触れておきたいと思います。

#### ■ハンセン病問題に関して提言「救済の客体から解放の主体へ」の視座

ハンセン病に関しての国の隔離政策が違憲であると認めた2001年の熊本地裁判決を受けて、2002年10月、国はこれまでのハンセン病患者に対する隔離政策が長期間にわたって続けられた原因、それによる人権侵害の実態について、医学的、社会的背景、ハンセン病療養所における処置、「らい予防法」などの法令等、多方面から科学的に検証を行い、再発防止の提言を行うなど、今後の疾病対策等に資することを目的として「財団法人日弁連法務研究財団ハンセン病問題に関する検証会議」(以下、「検証会議」)を設置しました。2005年3月1日、その成果は『ハンセン病問題検証会議最終報告書』として公表されました。

さらに、国の隔離政策が家族に対しても人権侵害であったことを国が認めるように起こされた「ハンセン病家族訴訟」は、2019年6月28日の判決によって、国の敗訴が決定しました。

2019年7月、日本カトリック司教団はハンセン病回復者とその家族に対して、その方々の当然の権利を守る視点に立てなかった責任を認め謝罪するために、『ハンセン病に関わる日本カトリック司教団の謝罪声明』を発表しました。この『謝罪声明』において司教団は、1943年の化学療法薬「プロミン」の治療効果が報告され、ハンセン病の治療が可能になったにもかかわらず、国に対しハンセン病に関する政策と「らい予防法」の廃止を要求せず、ハンセン病当事者、その家族の人権を侵害し続けたことについて、教会のこの不作為の態度を認め、ハンセン病

回復者と家族に、そしてすでに天に召された方々に対して、当事者たちの当然の権利を守る視点に立てなかった責任を認め謝罪しました。

しかし、この『謝罪声明』の公表後、カトリック教会がどのように隔離政策に関わり、どのように人権を侵すことになったかという具体的な事実に触れられていないなどの厳しい批判があり、ハンセン病回復者やその家族、支援や訴訟に関わってきた人々に受け入れられませんでした。

先の『最終報告書』はハンセン病問題に関して、宗教の陥りがちな重要な問題点を指摘し、宗教者が犯した過ちに対して、「救済の客体から解放の主体へ」という提言があります。宗教者と療養所の入所者が、「『救うもの』と『救われるもの』という関係を翻し、ともに人間を非人間化するものから解放されていくという対等な関係を紡いでいく」という提言です。

わたしはこの提言を読んで、カトリック教会が人間の尊厳を守り、人権擁護するという活動が如何に未熟で、発展途上にあるかということを謙虚に受けとめる気持ちになりました。カトリック教会にとって、当時の奉仕者たちがハンセン病者を「救済の客体」として見ていたのではないか、したがってともに神から愛された同じ人間として向き合う関係になっていなかったという事実に真摯に向き合うことを教えられました。

今なお、民族・人種・言語・宗教の差別、障がい者差別、ジェンダー差別など、現代社会には差別と偏見に苦しむ人々が存在します。人類の人間の尊厳を守るという課題は、聖書でいうならばアダムとエヴァの失樂園から始まっているとも言えますが、今日に至るまで完全に果たれたことはなく、これからも歴史のなかで起こる実にさまざまの人権侵害の事象に遭遇するたびに、過去の歴史から学んだ知恵と経験によって、差別と偏見に苦しむ人々が解放や救済の対象とされるのではなく、どの立場の人も、ともに人間の尊厳を求め、人間回復のため闘う視座を堅持していかなければならないのだと思います。わたしたちは『水平社宣言』100年の歴史から多くのことを学び、部落差別問題のさらなる解消に向かって、またあらゆる差別の事象の解消に向かって歩んでいきたいと思います。「人間に光あれ」。

以上。

## 人の世に熱あれ、人間に光あれ

### 水平社宣言 100 周年シンポジウムに参加して

長崎壮（カトリック枚方教会

クラレチアン宣教会）

人間を尊敬することを通して自らを解放しようと全国から京都の岡崎公会堂に集まった被差別部落の青年たちによって、水平社宣言が宣言・採択されてから百周年に当たる本年は全国水平社の意味をあらためて学ぶ行事や各メディアを通しての報道が活発に行われています。

そのような気運のなかで、6月11日(土)午後2時から大阪梅田のサクラファミリアにおいて「水平社宣言 100 周年シンポジウム」が開催(カトリック大阪管区部落差別人権活動センター・日本カトリック部落差別人権委員会の共催)され、約80名が参加しました。

講師は大阪人権博物館館長の朝治武さん、水平社博物館館長の駒井忠之さん、そしてコーディネーターを名古屋教区の松浦悟郎司教が務めました。開催にあたって挨拶に立たれた長崎教区の中村倫明大司教の「水平社宣言は日本だけでなく世界でも初めてのマイノリティ側からの人権宣言である」との言葉からは今回のシンポジウムの意義の大きさがうかがわれました。



朝治さんのお話は「水平社宣言」の成立に関するものでしたが、宣言と一体となる綱領や則、決議にも触れて全体像を示すというものでした。

さらに起草に携わった人々、西光万吉や平野小剣ら、それぞれの思想的背景を考察し、それらの思想が宣言の中にどのように生かされたのかについても話されましたが、宣言文中の「エタであることを誇りうる」というキーワードについては「人間の尊厳の回復」を超えたものとしての意味があるとしながら、今後の研究課題として提示されました。

私は質疑応答の時間に朝治さんにひとつの質問させていただきました。その疑問は私が幼少時から青年期までを過ごした北関東では、「部落」ということばを「村」や「集落」を指すことばとして使われていたため「部落差別」という呼称について違和感を持ち続けていたからです。

朝治さんによると「水平社宣言」は江戸時代の士農工商という身分制度や血縁による差別に対してなされた宣言ではなく、あくまでも明治以降の近代社会の中における差別の中にあつてなされたものであるということです。

明治四年の太政官布告の「解放令」によって法制上そしてたてまえの上では姿を消したように見えますが、それまでの被差別者が多く住む地域、場所に対して「特殊部落民」という呼び方をして場所としての差別が行われるようになったからだそうです。

「身分制度から場所へと変わった差別は、近現代になると職業や教育的な背景、そして暮らしぶり(経済格差)などへと姿を変えて複雑化している。差別というのはひとつの差別だけ見ると見えにくい、全体として差別の構造を見ていくべきで」という朝治さんのことばは、沖縄タウンフィールドワークに参加し沖縄からの本土移住者への差別の歴史を学んだ私にとっても強く共感したことです。

もうひとりのパネリストである駒井さんは、水平社宣言の中の言葉で今回のシンポジウムの副題ともなっている「熱」と「光」の意味について、起草の中心となった西光万吉の宗教観に言及しつつ展開されました。

キリスト者の私にとって興味深かったのは、浄土真宗の寺の生まれで仏教的な思想の中で育った西光万吉は聖書にも親しんでおり、駒井さんは水平社宣言の中にも聖書的発想のあることを指摘されたことです。

駒井さんによると「熱」ということばの意味するところは、宣言文の中の「人の世の冷たさが何んなに冷たいか」の「冷たさ」対義語となる、人の「あたたかさ」であり、この「冷たさ」と「あたたかさ」の対照は、水平社の荊冠旗にも表れています。荊冠とは言うまでもなく罪なきキリストの犠牲の象徴ですが、荊冠は血と情熱の象徴の色である赤で描かれています。一方、下地に用いられた黒は無関心という冷たさが蔓延している暗黒の社会を象徴しているということでした。

もうひとつのキーワードである「光」とは人間の尊厳を覚醒させる真理や知恵の象徴です。創世記の人間の創造・エデンの園の物語の部分に描かれているのは、人間が蛇の誘惑によって知識の木の実を食べるという話ですが、人間はルシファーによってアイデンティティの覚醒を促す「真理の光」を得たと西光万吉がとらえたのではないかという見解です。

西光万吉はキリスト者ではなく、その聖書的・神学的理解には限界があったことでしょう。ただ、宗教というものを頼りに「特殊部落民」としてのアイデンティティの覚醒を表現しようとしたことには私も強い共感を覚えました。

最後に駒井さんは「水平社宣言」の意義とは、「すべての人、特にマイノリティが委縮することなく、自分のアイデンティティを否定することなく、ただありのままに生きること、そして人に対して友好的な温かい生き方ができる社会を目指すための宣言であった」と結論づけられました。

二人の講師の話に共通していたのは、これは差別を受けた側だけの宣言でもなく、差別する側も真に人間らしく生きるための宣言であることとして読み取っているようで差別の複雑・多様化が進む現代にあっても大きな意味のある宣言であると感じました。



## 終わることのない自戒を求めて

奥村豊（京都教区司祭）

安倍元首相の殺害事件をきっかけに、旧統一教会の問題が報道されている。30年くらい前、京都の四条通を歩いていた時、スーツネクタイでバチっときめた爽やか笑顔の青年に呼び止められた。いくつかのアンケートに答えた後、細い通りの一角にある〇〇センターという場所に連れていかれた。一人ずつ区切られたブースにはテレビが置かれていて、威勢のいいおじさんが旧約聖書やパウロの話をしている映像をみせられた。次に個別面談があり、私以外にも何人かの青年がマンツーマンで対話していた。私のテーブルには紅茶だけが出されていた。うわの空で一通り話を聞いた後、少し離れた場所に座っていた若い女性のテーブルにはなぜか紅茶の他にシュークリームが出されているのを確認した途端、これはとんでもない集団だと思い、その後電話がかかってきたのだが相手にしなかった。あの時私にもシュークリームが出されていたらと思うと怖くなる。

冗談はさて置き、その〇〇センターで見せられた映像で話されていたことを結構覚えている。創世記の墮罪物語を使っていて、今だからはっきり言えるのだがこれぞまさしく原理主義といった内容だった。それも実に稚拙な聖書解釈だったと思う。おそらく今でも同じような理屈で人々の罪悪感や潔癖をくすぐり、さらには愛に満ち溢れる家族や世界平和といった否定しようのないキーワードを巧みに用いて人心をコントロールしているのだろう。しかし実態はといえばその活動は詐欺的な手法による財産の収奪であったり、家族の崩壊を招くことであったのは、安倍氏の殺害の背景報道からもうかがえる。

今は旧統一教会のことがやり玉にあげられているようだが、こういったことは新興宗教・新宗教と呼ばれるものの中にも散見されないだろうか。実際わたしの親戚にも退職金の多くをつぎ込んでしまったものがある。また、知人のカトリック信者でも新宗教の集会に参加し、大枚をはたいてしまった者がいた。驚くことに本人には被害者意識が全くないのである。皆さんの周りにそんな話はないだろうか。

なぜ人はだまされるのか。それは言葉を持っているからである。ある言葉は実態とは関係なく人を魅了する。特に、世界、平和、統一・・・などは危険だ。それを掲げていれば実態が伴わなくてもその発信者になぜかお墨付きが与えられてしまう。旧統一教会は勝共連合という反共勢力でもあるが、その対立勢力である共産主義も世界、

平和、統一が大好きだ。しかし、両者とも人間の自由を抑圧する傾きを持っている。まことに言いにくいことだが、カトリック教会も世界、平和、統一は大好きなのだ。だから聖書原理主義にとどまらず、スローガンとして掲げられた言葉を原理的に用いることは避けなければならない。宗教の働きは人心のコントロールではなく、囚われからの解放であってほしい。聖書は原理的に用いるのではなく、教義は組織強化に用いるのではなく、宣教スローガンは道を狭めることに用いるのではなく、絶えず人間解放を目指して用いられることを望む。しかし、話はここでも終わらない。解放という言葉がまた愛という言葉が人を惑わし倒錯へと誘うことにも注意をはらわなければならない。ことはエンドレス、それでも思考を停止してはならないのだ。あえて休憩するための魔法の言葉を用意した。「今まちがえているとしたら、それはいったい何だろうか」

## 講演会のお知らせ

ハンセン病国家賠償請求訴訟の熊本地裁判決から21年が経ちました。西日本弁護士共同代表を務め、今も人間の尊厳に根差した活動を続けておられる徳田靖之さんにお話を伺います。

講師：徳田靖之さん（弁護士）

日時：2023年2月4日（土）14：00～16：00

場所：サクラファミリア（カトリック大阪梅田教会）大聖堂

主催：カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター

<問い合わせ> カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター

TEL：075-366-6609 Fax：075-366-6679

E-mail：bukatu@kyoto.catholic.jp

# 第 14 回対話集会

**日時：**2022年11月23日（水・祝）13：00 受付 13：30～17：00

**場所：**サクラファミリア（大阪梅田教会）4F 会議室

**発題者：**川口泰司さん（一社）山口県人権啓発センター事務局長

**プロフィール：**1978年愛媛県宇和島市の被差別部落に生まれる。中学時代、同和教育に本気で取り組む教員との出会いから解放運動に取り組むようになる。大阪の大学を卒業後、(社) 部落解放・人権研究所、(社) 大阪市新大阪人権協会を経て、2005年より山口県人権啓発センター事務局長として活躍。

**内容：**「ネット人権侵害と部落差別の現実」

2016年12月、「部落差別解消推進法」が成立・施行されました。その背景には、インターネットやSNSを悪用した差別の悪化・深刻化があります。爆発的に拡散され続けるデマや偏見。「部落地名総鑑」がネット上に公開され、部落と部落出身者を「暴き」「晒し」続ける差別扇動が起きています。

もう、「寝た子」を起こすなは通用しない。無知・無理解・無関心な人ほど、デマ・偏見を鵜呑みにし、差別情報を無自覚に拡散しています。全国水平社創立から100年を迎える今年、問われている差別の現実、差別禁止法の必要性、ネット対策、人権教育のあり方について考えます。

.....(キリトリ).....

## 第14回対話集会申込書

|         |     |        |
|---------|-----|--------|
| 名 前：    |     |        |
| 所属      |     |        |
| 連絡先：TEL | FAX | E-mail |

参加費無料 定員 18 名

申込先：カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター

TEL：075-366-6609 Fax：075-366-6679 E-mail：bukatu@kyoto.catholic.jp

Atsuhiko  
Lalala  
Human Rights

名古屋の韓国学校や京都のウトロ地区の空き家などを放火した事件の判決が8月30日に出ました。

特にウトロ地区では住宅7棟が全焼したり、ウトロ平和祈念館に展示予定だった資料が消失したりと大きな被害が出た事件だね。

記事だね。

#82 もっと踏み込んどほしかった...

この事件の裁判の行方が気になっていたら多いよね。

たよーって... 菜んさる... ば...

1

公判中も被告が差別的な自説を述べて、それが更なる差別を呼ぶんじゃないかと懸念されてもいたね。

独善的 到底許容できない 社会的な犯罪ではなく 個人的なもんじゃねえか!!

3

けれども、事件が明らかでないヘイトクライムなのに判決文に「差別」の文言が盛り込まれなかったことを不十分だとする指摘が被害者側の関係者から相次いだの。

こんな強い言葉を使っているのね。

2

判決内容は執行猶予なし、求刑通り懲役4年で、判決文も被告の偏見に満ちた身勝手な犯行を強く非難するものでした。

「在日韓国朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感による身勝手で独善的な動機から、暴力的な手法で不安をあおった犯行で、民主主義社会において、到底許容できない」「重大な結果を生じさせた刑事責任はかなり重く、反省が深まっているようにはうかがえない」(判決文より抜粋)

求刑通りって珍しいことですね!

4

判決内容は一定の評価は出来るものだけど、もっと踏み込んだ姿勢が欲しかったね。

判例を残すためにも、司法が差別を容認しない姿勢を示すためにもね。

# #83 誰がまねいた事件?

# #84 ウトロ平和祈念館に行こう!

で、今回の事件は今まで放置されていたインターネット上の差別的な書き込みが被告の犯行動機に大きく関わっているの。

公判中の被告の言葉から、沢山のデマを真に受けていることがわかったんだ。

放火事件で沢山の展示予定だった史料を失ったウトロ平和祈念館だけど、今回の事件を扱った特別展示を行なっているよ。

事件を乗り越えて今年4月に開館したばかりだよ。

→ Buzz Feed News 6月6日「放火犯に狙われたウトロ平和祈念館の大きな希望」とは、福智広太、より

ヘイトスピーチ解消法以降、街頭でのヘイト集会やデモは減ったけど、インターネットの書き込みはずっと続いているね。

書き込み続ける人、それに影響されて書き込み始める人……キリがないよ。

「今回の事件のきっかけにもなったヘイトスピーチは、ウトロだけではなく、偏見や差別にさらされるマイノリティの人たちの命にも関わる深刻な問題です。差別による被害まことに起こっていることだと知っていたら」

「単に『かわいそう』で終わってほしくないとも思っています。判決のときにも述べたように、住民の人たちが声をあげ、取り組みをしてきたことが、ヘイトを許さないという社会を少しずつ前に進めている。その力というものも、感じてもらえれば」

今回の展示に祈念館の副館長・金秀煥さんは……

以前に比べてサイトの運用側が利用者の通報を受けて問題のある書き込みを削除することは増えているけど……

それでもみいちゃんやんが言ったようにキリがないので、国が強い姿勢を示すことが必要と言われているよ。

強い姿勢って?

ウトロ地区がどうして出来たか、今までそこに住む人たちがどんな生活や活動をして来たのか……

日本人の私たちが知っておかないといけないこと

国内のヘイトクライムの継続的な実態調査とか、法相や首相が「差別を許さない」と声明を出すとか……難しいけどね。

今の政府

じゃな

結局そこだよ。

特別展示は年内までの予定だそうです。

常設展もしつかり観ないとですね!

|            |  |
|------------|--|
| 所在地・お問い合わせ | 〒611-0043 宇治市伊勢田町ウトロ051-43<br>TEL: 0774-26-9222 FAX: 0774-43-7256<br>E-MAIL: info@utoro.jp |
| 開催日時       | 金・土・日・月曜日 10:00~16:00  |
| 休館日        | 火・水・木曜日<br>※休館日は無料ガイドのみ(要予約)<br>・年末年始(12月28日~1月4日)<br>・夏休み(8月14日~8月16日)                    |
| 入館料        | 一般300円/小学生100円/小学生未満無料   |

▲ウトロ平和祈念館HPより

## 転びの系譜・出会いなおしの旅⑦

明治最初期「再宣教」の頃のこと

深堀安希子（和歌山紀北教会）

<はじめに>

幕末から明治という大きな変革期に、和歌山では官民ともに多くの若者たちが西洋式の学びを求めたといえます。ある人は藩政のため、ある人は自村の人々のために学ぼうと郷里を出て、再び村に戻ってくるという人も多かったようです。藩を挙げては急進的な藩政改革が行われており、徴兵制の施行や関連産業が発達したという側面もありました（※1）。

<和歌山に招かれた宣教師 D.タムソンと浦上四番崩れ流配キリシタン>

そのような中、大学南校（東京大学の前身）の御雇教師だった宣教師 D.タムソン（※2）は、1870年9月、藩政改革を任されていた津田出らに欧米の国政、憲法、宗教などの講義を行うため和歌山藩に招かれました。彼の日本語教師を務めていた小川義綏（※3）と共に10日間滞在し、ちょうど浦上村から和歌山藩へ流配されていた浦上キリシタンらを目撃したそうです。和歌山滞在を終えたタムソンと小川は東京へ帰るとすぐ、横浜の英字新聞に和歌山でのキリシタンの窮状を投稿し、宣教師仲間と連署でアメリカ長老教会海外伝道局に宛てアメリカ政府を通じて日本の明治政府に信教の自由を要求すべきという提言もしました（※4）。藩をあげて西洋式を取り入れ、宣教師からも学ぼうとする一方で、禁教令により流配された浦上キリシタンを藩内に預かるという状況は、この時代の複雑さを物語っています。

<禁教令の高札撤去とキリスト教諸教派による布教>

タムソン牧師らの提言が、どの程度の影響を及ぼしたかは定かではありませんが、1871年（明治4年）、欧米に派遣された岩倉具視らは、各国政府や集まった群衆からキリシタンの解放を訴えられます。そして1873年（明治6年）、禁教令の高札が撤去されました。この時、明治政府から発せられた太政官布告は信教の自由とは程遠く、信教の黙認程度だったそうですが、こうして江戸時代以来続いてきた禁教令は終わりを迎えることになりました。また、かつての戦国時代には、主にカトリックの宣教師が来日し布教活動を行ったのに対し、幕末からの布教には様々な教派の宣教師たちが来日しました。特に、和歌山ではカトリックよりも他教派、アメリカ・カンバーランド長老教会、ハリストス正教会、聖公会らの宣教師たちが1882年頃までの比較的早い時期に来訪しており、キリシタン史をみる上でも様々な教派の働きを知ることは大切な視点となってきます。

### <和歌山へのキリスト教布教>

和歌山におけるプロテスタント教会(カンバーランド長老教会)の伝道は、1881年(明治14年)春のA.D.ヘール牧師と彼の日本語教師・小幡駒造が初来訪したことに始まります。11月には弟のJ.B.ヘール牧師により和歌山市の富士屋旅館で講義が行われ、訪れた人たちとの熱心な質疑応答もあったといひます。「わらじ履きの宣教師」といわれたヘール兄弟(※5)は、その後、わらじを履き和歌山全域を歩きながら伝道したそうです。紀北エリアでは、1885年頃には、和歌山市に教会堂の建設、英語学校、貧困状況にある子どものための夜間学校も開かれました。和歌山市に女学校建設の予定もあったそうで、当時の法律に引っかかり和歌山では実現には至りませんでした。1884年(明治17年)、川口居留地内に土地を得て、ウキルミナ女学校(現・大阪女学院)が創設されました。キリスト教、特にプロテスタント各派は日本の女子教育にも力を注いでおり、居留地近郊に学校を開校しています。和歌山からも多くの女性が、それらの学校に学びました。



紀中や紀南エリアにおいても、熱心な伝道活動が行われました。初期にヘール牧師から受洗した人たち(※6)の中には、和歌山の医学校で学んでいたが脚気にかかり治癒巡礼するうちに会ったという山本周作や(※7)、新宮出身の大石余平(※8)がいますが、余平には梅花女学校(※9)に学び、先に大阪で受洗していた妹・大石睦代がおり、彼女の持ち帰った聖書を読んでいたそうです(※10)。後に、伝道のため新宮を訪れた山本周作は、大石余平と出会い、紀南伝道の先駆けとなりました(※11)。

(和歌山市の今福共同墓地にある山本周作の碑です。)

プロテスタント教会に続き、1882年(明治15年)頃には聖公会の宣教師が和歌山に来訪しています。和歌山の東本願寺派(真宗大谷派)の中核をなす寺院として知られた長覚寺の境内を借り講義し、更に1887年(明治20年)には、境内の一部を購入し教会堂が建てられました。この長覚寺は、その10数年前に、流配されてきた浦上キリシタンが預けられていたお寺でもあります。また、1882年には、ハリストス正教会の宣教師も和歌山を訪れています(※12)。後に、カトリック教会の宣教師が和歌山に入った際には、35人がハリストス正教会から転籍しており、深いご縁があるようです(※13)。

和歌山における明治最初期のキリスト教と人々との出会いは、浦上四番崩れ流配者との接点、英語教育、医療、家庭が困窮している子どもたちへの学びの場の提供などを通してのものだったといえるようです。そこには、疲弊や混乱と共に始まったともい

える新しい時代を生き抜くため、村の人々のために学ぼうとした人の姿(※14)を見ることができ、後に開花する社会主義運動や、非戦論とも繋がっていくのではないかと思われます(※15)。

#### <諸教派間の争い>

一方で、キリシタン禁制の高札が撤去されるまでは互いに協力関係だったように見えるキリスト教諸教派は、その後、徐々にライバル視を越えた「敵視」にエスカレートしていく様子も窺えます。カトリック教会の宣教師による報告書によれば、明治中期に至るまで、カトリックの宣教に対して悪魔の如く最も敵対するものとして、仏教と正教会とプロテスタント教派を挙げているものもあり、当時の新聞などのメディアも宗教間の争いを「戦闘」としてとりあげていることもあったそうです。

#### <おわりに>

現代の教会は、教勢拡大や布教よりも社会の福音化に重きをおこうとしています。礼拝やミサは現地の言葉で執り行なわれ、それぞれのもつ文化や歴史を尊重するという視点も大切にされつつあります。現場はより多様な人々が集う包摂性のある教会が求められるようになるのでしょうか。私たちが明治最初期の布教に学ぶとすれば、それは人々の声を聴き、その声と呼応するかたちで発展してきたといえる側面ではないでしょうか。そして、現代と未来においては様々な教派が共に福音宣教の道を歩んでいけるようにと願います。

今回は、諸教派の中で最も遅く和歌山に到着した、カトリック教会の明治時代の布教を取り上げたいと思います。

#### <注釈>

※1 和歌山藩は1865年の第二次長州征伐の莫大な軍事費を負わされたことなどによる財政難、鳥羽・伏見の戦いで幕府軍が新政府軍に敗れた際に和歌山に逃れてきた敗残兵を匿い江戸に脱出させたことで新政府側の岩倉具視らから厳しい追及を受け窮地に陥っていた。京都に滞留（軟禁状態）を命じられた藩主・茂承に代わり、津田出らが和歌山の藩政改革を行った。

※2 D.タムソン・・・1863年5月に横浜に到着、アメリカ長老教会宣教師。

※3 小川義綏・・・日本キリスト教会最初の日本人牧師となる。

※4 守部喜雅『日本宣教の夜明け』、中島耕二「タムソン」（『長老・改革教会来日宣教師事典』）

※5 ヘール兄弟・・・アメリカ・カンバーランド長老教会宣教師。兄弟共に来日し、伝道活動を行った。



※6『田辺教会史(1)』によれば、ヘール牧師の最初の受洗者は、山本周作と久世徳蔵ということになっているが大阪・日本橋で最初に洗礼を受けたのは、三人の「盲人」と一人の「跛者」で名前もその後も分からない、となっている。本学習会の今後の課題として、このような記録に残りにくい人たちとの繋がりも積極的に遺せるよう努めたい。

※7 山本は元・医学生、※5 に記述した久世は放蕩者で勘当され、官憲から逃れていたが洗礼に際して家族と和解を試み警察に出頭したようである。二人は和歌山での伝道に尽くした。

※8 大石余平・・・新宮初のキリスト教会堂を設立。大逆事件の犠牲となった大石誠之助の兄。

※9 梅花女学校・・・1878年、澤山保羅らにより土佐堀裏町に開校。宣教師によるミッションスクールではなく、日本人信徒による初の自給学校。浪花教会と梅本町教会(現・大阪教会)の信徒たちの協力があったことから梅花と名付けられた。

※10 森長英三郎『禄亭 大石誠之助』

※11 新宮の受洗第一号は、慶應義塾に学びタムソン牧師より受洗した元・新宮藩主の弟水野だといわれている。

※12 西日本主教区「亜使徒たちの伝道」

※13 西村良次『宣教事始』

※14・ヘール牧師の日本語教師を務めた小幡は田辺出身、先に梅本町教会(現・大阪教会)で受洗していた。・田辺には先に横浜で宣教師へボンより西洋医学を学んだ村上晴海もおり、病院を建てることを望んで医者である兄ヘールに監督を願い出たがこれは断念せざるをえなかったらしい。・南部(みなべ)では山内季野が1875年に横浜のフェリス女学院に学び洗礼を受けており、兄・山内量平らはヘール牧師から受洗している。・著書『涅槃から復活へ』の中で、かつて流配され牢屋に入れられていた浦上キリシタンを目撃したことを記した和佐恒也は、当時、周参見浦近くの萬福寺の小坊主だったが、後に同寺の住職となり、10年後にヘール牧師から受洗、福音ルーテル派の牧師となった。・他にも和歌山市への女学校建設に奔走した河島敬蔵など、ここでは列挙しきれない。当時は、借家などにも日本人名義が必要であり、宣教師の活動には日本人の協力が不可欠だったといえる。

※15 紀北エリアでは日本基督教会和歌山教会の青年たちにより初期社会主義活動が行われたそうである。紀南エリアでは新宮教会と初期社会主義活動との結びつきがあると思われる。

<その他の参考文献>

- ・田所双五郎『明治初期の紀南キリスト教一田辺教会史(1)一』
- ・和歌山教会100年史編集委員会編『日本基督教団和歌山教会100年史』、他

# 紀州キリシタン学習会編

## 『紀州キリシタン史～浦上四番崩れ編～』

### を発行しました。



込まれたその子孫たち（転び切支丹「類族」やその子孫）、またキリシタン監視を名目にして固められた江戸時代の統治体制などを含めて学習対象としたいと考えています。

今回、浦上四番崩れ編を冊子としてまとめることが出来ました。次回は、江戸時代編を冊子にまとめる予定にしています。みなさまからのご感想やご教示をお待ちしています。

ご関心を持っていただける方はお問い合わせください。冊子は印刷費のため有料(700円)、メールによる添付データであれば無料です。

わたしたち紀州キリシタン学習会では、『紀州キリシタン史～転びキリシタンの系譜・出会いなおしの旅』と銘打って、信仰の表明や潜伏信者だけでなく、「転んだ（棄教した）」とされる人や、江戸時代に監視対象とされ、また監視体制に組み

紀州キリシタン史 1

### 紀州キリシタン史 浦上四番崩れ編

転びキリシタンの系譜・出会いなおしの旅

<目次>

|   |      |
|---|------|
| ◆はじめに                                     | P.03 |
| ◆第1章 和歌山藩流配の概要                            | P.05 |
| ◆第2章 和歌山藩流配キリシタンの足跡                       | P.12 |
| ◆第3章 和歌山藩流配キリシタンと<br>神戸、川口(大阪)居留地の宣教師との接触 | P.32 |
| ◆第4章 巻末付録                                 | P.40 |
| ◆おわりに                                     | P.58 |
| ◆編集後記                                     | P.60 |

<注 釈>

- \*日本では(徳川)明暦5年(12月13日)～(天明)明暦6年1月1日～(西暦)1873年1月1日  
から大分県が置かれるようになった。それまでの郡の表記は、日本の史記と宣教師の記録とは一致  
しておらず、本稿での郡目の表記も、詳ではない。
- \*慶応4年9月8日をもって明治元年となる。西暦では1868年の明治元年である。
- \*本稿で参考・引用した文献について、頁数は「」、漢文・雑記は「」で示す。本文中に引用し  
たものは「」で表記する。
- \*当時の身分・階級を表す言葉で、差別の表現を含むと思われる単語を使用する場合は「<sup>1)</sup>」  
で表記する。史的には、1871年(明治4年)8月28日に差別の階級を廃止し、身分や階級を平  
等とする大分県制が制定されたが、社会通念としてその後も差別は存続した。
- \*特に強調したい点については「<sup>2)</sup>」等で表記する。
- \*明治成約は1872年(明治5年)より王府の作成をはじめているため、キリシタン改親親御時  
には和字はなく、影響範囲時には和字が用いられる。
- \*地名・人名などの固有名称は、引用文の場合は原のまま、本文では統一していない。バリエーション  
敬教宣教師の人名については主に「カトリック大阪大(教区)宣教師」20年記念誌に準じている。
- \*本稿の文書名は、題名について、また、講述することについても不慣れであり、未熟な点は皆さま  
からご教示いただきたいと思います。

「紀州キリシタン学習会」発行  
問合せ：部落差別人権活動センター